

[事案 2022-261] 既払込保険料返還請求

・令和3年6月21日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右示指 PIP 関節変形性関節症により入院し手術を受けたことから、令和3年10月に契約した組立型保険（特別条件付）の入院総合保険にもとづき入院・手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に入院総合保険が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、契約時、解除の原因となる事実を告知していることから、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本契約の告知は診査医扱いで行われているが、当該診査医に当時の状況を再確認したところ、申立人が解除の原因となる事実を告知していた事実が判明したことから、申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。